

事務連絡
平成25年7月1日

各都道府県教育委員会学校給食主管課
各指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

学校給食における窒息事故の防止について

学校給食における適切な指導については、従来から努めていただいているところですが、本年6月27日、小学校の学校給食において、特別支援学級第2学年に在籍する児童がプラムの種により窒息する事故が発生しました。

文部科学省においては、「食に関する指導の手引―第一次改訂版―（平成22年3月）」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。また、昨年7月3日付け「障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について（24初特支第9号）」において、給食等の指導に当たっての留意点などをまとめ示したところです。

今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人の長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等に対し周知をお願いいたします。

また、学校給食主管課におかれましては、特別支援教育主管課とも情報共有を図りながら連携を十分に図っていただきますようお願いいたします。

(参考)

「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」平成22年3月改訂

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

「障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について（24初特支第9号）」平成24年7月3日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1326730.htm

(本件連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校給食係
TEL 03-5253-4111（内線2694）

(特別支援教育について)

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課指導係
TEL 03-5253-4111（内線2003）